

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）新旧対照条文
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第二条関係） 一・二 （略） 二の二 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省 三・四 （略） 五 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省 六〇十七 （略） 十八 削除 十九〇三十 （略） 三十一 削除 三二〇三十五 （略） 三三〇二 内閣府及び防衛省 三六〇五十八 （略） 五十八の二 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省 五十九〇七十六 （略） 七十六の二 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通	別表（第二条関係） 一・二 （略） 三・四 （略） 五 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 六〇十七 （略） 十八 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 十九〇三十 （略） 三十一 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 三二〇三十五 （略） 三六〇五十八 （略） 五十九〇七十六 （略）

省、環境省及び防衛省
七十七～九十三
(略)

七十七～九十三
(略)